〇公立大学法人福岡県立大学教職員電子メールサービス取扱要綱

平成 21 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人福岡県立大学(以下「大学」という。)における教職員 電子メールサービスに関して必要な事項を定める。

(情報倫理)

- **第2条** 大学教職員電子メールサービス利用者(以下「利用者」という。)は、電子メールの利用に当たっては、情報倫理に反することのないように留意しなければならない。 (電子メールアドレスの取得)
- **第3条** 大学に勤務する教職員は、原則として、一人につき一つの電子メールアドレスを 取得できるものとする。ただし、情報処理センター長(以下「センター長」という。) が特に必要と認める場合には、複数アドレスを所得できるものとする。
- 2 電子メールアドレスの取得を希望する場合は、電子メールアドレス取得申請書(様式 第1号)をセンター長に提出しなければならない。
- 3 センター長は、前項の規定による申請があった場合には、内容を審査の上、適切と認められる場合は、電子メールアドレスを交付するとともに電子メールアドレス発行承認通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

(運用)

- **第4条** 利用者は、電子メールサービスの利用においては、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 添付ファイルは、受信者の回線速度を考慮して送信すること
 - (2) 受信したメールは、不必要にメールサーバに残さないこと
 - (3) メールの内容については、個人情報等に十分留意するとともに、必要なときは暗号 化の設定等により、第三者が簡単に閲覧できないように取り扱うこと

(アカウントの削除)

- 第5条 センター長は、第3条に基づき電子メールアドレスの交付を受けた教員その他個人名で電子メールアドレスの交付を受けた者が退職した場合には、退職後速やかに、電子メールアカウント(サーバ登録情報)を削除するものとする。この場合、退職する者は、原則として退職する日までに送受信した情報のすべてを抹消しなければならない。
- 2 前項の削除は、電子メールアカウント削除延長届出書(様式第3号)を提出すること により、退職した日の翌日から原則として最長3か月間延期することができる。
- 3 個人名での電子メールアドレスの交付を受けていない電子メールアカウントを削除する場合には、書面等によりセンター長に届けなければならない。 (不正利用)
- 第6条 センター長は、電子メールアドレスの不正利用については、通告することなく、

その利用を停止することができるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、電子メールサービスの取扱いに関することは、センター長が別に定めるものとする。

附 則

(施行)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項及び第2項は、 平成21年3月31日付け退職者からこれを適用する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に既に電子メールアドレスの交付を受けている者は、第3条第3項の 承認を得たものとみなす。 様式第1号

年 月 日

公立大学法人福岡県立大学情報処理センター長 殿

電子メールアドレス取得申請書

公立大学法人福岡県立大学教職員電子メールサービス取扱要綱第3条に基づき、電子メールアドレスの取得を申請します。

なお、電子メールサービスの利用においては、公立大学法人福岡県立大学教職員電子メールサービス取扱要綱その他の法人規則を遵守します。

フリガナ								
氏	名				印			
所	属	人間社会学部		看護学部	事務局			
ולו		その他()		
区	分	役員	教員	事務局職員非常勤調				
希望アドレス名		@fukuoka-pu.ac.jp 省略可(原則として姓のローマ字で登録します。)						

公立大学法人福岡県立大学教職員電子メールサービス取扱要綱(抜粋)

- 第4条 利用者は、電子メールサービスの利用においては、次の各号に留意しなければならない。
 - (1) 添付ファイルは、受信者の回線速度を考慮して送信すること
 - (2) 受信したメールは、不必要にメールサーバに残さないこと
 - (3) メールの内容については、個人情報等に十分留意するとともに、必要なときは暗号化の設定等により、第三者が簡単に閲覧できないように取り扱うこと
- 第5条 センター長は、第3条に基づき電子メールアドレスの交付を受けた教員その他個人名で電子メールアドレスの交付を受けた者が退職した場合には、退職後速やかに、電子メールアカウント(サーバ登録情報)を削除するものとする。この場合、退職する者は、原則として退職する日までに送受信した情報のすべてを抹消しなければならない。
- 2 前項の削除は、電子メールアカウント削除延長届出書(様式第3号)を提出することにより、退職した日の翌日から原則として最長3か月間延期することができる。
- 3 個人名での電子メールアドレスの交付を受けていない電子メールアカウントを削除する場合には、書 面等によりセンター長に届けなければならない。
- 第6条 センター長は、電子メールアドレスの不正利用については、通告することなく、その利用を停止 することができるものとする。

様式第2号

年 月 日

様

公立大学法人福岡県立大学情報処理センター長

電子メールアドレス発行承認通知書 UserID,電子メールアドレスをお知らせします。

UserID:

E-mail:

アカウントの有効期間は本学の在籍期間です。 パスワードは各自で変更可能です。詳しくは、Web サイト https://password.fukuoka-pu.ac.jp/fukuokapu/を 御覧ください。

※初期パスワードは下のシールをはがして御覧ください。 ユーザ名とパスワードは別々に保管ください。

切り取り

(すべて半角で8文字) 切り取って大切に保管してください。 様式第3号

年 月 日

公立大学法人福岡県立大学情報処理センター長 殿

電子メールアカウント削除延長届出書

公立大学法人福岡県立大学教職員電子メールサービス取扱要綱第5条に基づき、電子メールアカウント削除延長を届け出ます。

フリガナ								
氏 名						印		
所 属	人間社会学部 その他 (看護学部		事務局)		
区分	役員	教員	事務局職員		非常勤職員			
アドレス名	@fukuoka-pu.ac.jp							
延長希望日			年	月	日まで			

[※] 削除延長は、退職した日の翌日から原則として最長3か月間とする。 これを越える場合は、協議をすること。